

日本共産党宮城県会議員団のふなやま由美です。会派を代表して、提案された議案91件中、議第1号、4号、12号、13号、15号、17号、22号、24号、25号、26号、39号、41号、44号、46号、57号、58号、60号の17件に反対し、討論します。まず、予算議案に反対する理由を以下7点のべます。

(1) 1点目は、患者・当事者・地域住民など県民の多くがやめてくれと言っている声を無視し、あくまで4病院再編を強行する姿勢を改めようとしません。

県は昨年暮れに、県民や議会に説明もないまま、突如、県立がんセンターを廃止し日本赤十字社が経営主体となる約400床の病院をつくる「基本合意」を結びました。

当事者の県立がんセンターの総長や院長に直前まで知らせないで、合意書を締結したことは許されません。

「重点支援区域」の選定にあたり国が付けた条件について、厚労省医療政策局は「地域医療構想調整会議で合意しているが、議論や検証がない。仙台市からも県の根拠となるデータ開示が不十分であるとの指摘があると答えています。国は宮城県の進め方の異常さを認識し、全国で一度もやったことのない条件をつけたのです

県は「新病院建設には総額約300億円かかり、100億円は県負担、100億円は国負担だ」と説明してきましたが、活用を予定する国の補助メニューのうち病床機能再編事業（統合支援給付金支給事業）は令和7年度までに完了している事業が対象であり、今回の計画は対象になりません。不確定なものまで含めて、財源はあるとしてきた県の説明には大きな瑕疵があります。

県立がんセンターは都道府県がん診療連携拠点病院として、希少がん・難治がん・放射線治療など高度・先進医療を担い、がんゲノム医療など国内トップレベルの研究所を運営し、がん医療の砦です。県民の命を守る宝の病院をなくすことは、絶対に許されません。

また、がんセンターと日赤病院で働く約1200名の雇用を守る保障はありません。すでに3月末での職員の退職希望が相次ぎ、安心の医療を提供できなくなると危惧する声が寄せられています。現場に動揺を与え、患者・住民・医療従事者を不安に陥れていることは言語道断であり「基本合意」は撤回すべきです。

また、県立精神医療センターと東北労災病院の富谷市への移転合築と、名取市への分院案に対して、県精神保健福祉審議会は、座長を含め誰も賛成する人はおらず、3度もノーを突き付けています。本院・分院の2拠点化は経営的にも人員体制の面でも成り立たないことは明瞭です。

また、名取市周辺で長年にわたり築いてきた「にも包括」を壊しながら、新たに10億円も基金に積んで5年間で富谷・黒川地域に、どうやって「にも包括」をつくるのか明確な答えを県は示していません。児童思春期精神科医療は移転により、県こども総合センターとの

連携が非常に難しくなってしまいます。圧倒的に多い名取市をはじめ仙台市太白区以南の地域の子どもの生活と医療、教育の保障をどうするつもりなのでしょうか。

患者・当事者が繰り返し、「私たちの医療・ケアと、大切な日常を奪わないでほしい」「私の人生を壊さないでほしい」と訴え移転撤回を求めています。しかし、県は耳をかさず、名取市での建て替え候補地を提案されても、富谷移転に固執しています。命を守るべき県が逆に当事者に、耐えがたい不安と精神的苦痛を与えていることを、知事はどうとらえているのでしょうか。

当事者が地域で生活をしていけない。病院移転により通院できないことは居住・移動の自由や保健サービスを地域で受ける権利、平穏生活権に反しています。当事者の声を聴かないで方針をすすめることは、自己決定権と意思決定過程に参画する権利を規定した障害者基本法および障害者権利条約に違反しています。

患者や地域・医療関係者など当事者無視で構想を進めるべきではなく、白紙撤回を強く求めて、4病院再編構想に関する予算に反対します。

(2) 2点目は、県の合計特殊出生率が**全国**ワースト2位で最も子育て支援に力を入れなければならぬのに、保護者や多くの市町村が切実に求めても、極端に冷たい県政であることです。

子ども医療費助成制度は、昨年10月から全ての市町村で所得制限が撤廃され18歳までの無料化は、白石市が2025年4月から実施予定で、実現していないのは仙台市だけとなります。

学校給食費の無償化は、一部無償化を含めると14市町村が実施しています。いずれも県市長会等から制度の拡充や財政支援を求める要望書が出され、今議会でも党派を超えた要望が出されましたが、「国に要望する」というだけで、県として全く応えようとする姿勢は認められません。

少人数学級について、来年度、仙台市は小中学校全学年で35人以下学級になりますが、他の市町村は更に3年かかります。そもそも宮城県は東北でも遅れた県です。ところが、少人数学級の推進や教員の未配置解消など、学校現場にとって重要な課題が、当初予算の教育長説明要旨にも、今回議案として提案されている「第2期宮城県教育振興計画（改訂版）」にも、全く記載されていないことは非常に問題です。よって、議第41号議案「第2期宮城県教育振興計画（改訂版）」についても賛成できません。

(3) 3点目は、半導体産業誘致に前のめりになる一方、若者の希望ある未来を閉ざし、基幹産業である農林水産業や社会保障の切り捨てを進めていることです。

知事が「富県戦略」の要として推進してきた発展税が原資の企業立地奨励金は、これまでに230社に約311億円を交付しています。そのうちトヨタ関連企業には約158億円ですが、一方、県内に本社をおく地元企業66社には、たった約24億円ですぎず、ゆがみ

が生じています。これをさらに半導体企業の誘致にシフトするものに転換していこうとするのが今回の予算案の特徴にほかなりません。

コロナ禍で痛めつけられた中小零細企業への支援は不十分であると同時に、宮城の基幹産業である農林水産業への予算配分は年々減少し、わずか4.6%です。8年間継続してきた豊島区のアンテナショップの廃止や、被害が拡大する鳥獣被害防止対策費の8千万円もの減額、危機的な畜産の餌代対策費が計上されておらず問題です。

いま未来を担う若者の雇用や技術力のアップが求められ、特に先端産業に適応できる人材の育成が求められている時に、県内の高等技術専門校5校を廃止し、仙台の1校に再編することは政策が逆立ちしています。また県の私学助成は東北最低の水準であり、若者を励まし支援する県政になっていません。

第3期国民健康保険運営方針は都道府県単位化のもと、各市町村に提示する納付金額や標準保険料率が軒並み値上げされています。物価高にあえぎ、懸命に生きようとしている多くの県民の暮らしを圧迫するものであり、認められません。

(4) 4点目は知事が「1丁目1番地」とよく言う民営化論に固執し続け、世界の流れと逆行する県政につき進んでいることです。

令和6年度は宮城型管理運営方式を導入して3年目になります。この方式は減価償却費の取り扱いに特徴があり、運営権者は限りなく設備投資を抑えたいとする仕組みです。当局は歯止めがあるとはいうものの、その基準は明確性に欠け、職員がどんどん入れ替わる中で、20年にわたって本当に県当局が運営権者を監督できるのでしょうか。「ボロボロで返される」危惧を禁じえません。

よって、宮城型管理運営方式に関わる広域水道、工業用水、流域下水道3事業予算に反対します。

(5) 5点目はマイナンバー・DXにのめりこむ県政の問題です。

マイナンバーカードで宮城県の障害者手帳の点検では、別人と紐づけられていた事例が11件ありました。国はマイナ保険証の利用率が4%台に低迷しているにもかかわらず、紙の保険証廃止を強行しようとしています。本来任意であるはずのマイナンバーカードの所持を事実上強制し、なし崩し的に使い道を拡大するマイナンバーカードの普及拡大を進める予算は認められません。

関連して、第24号議案は、外国人の生活保護関係事務や就学奨励費関係事務を、マイナンバーの庁内連携に追加するための条例改正であり、賛同できません。

また、デジタル身分証アプリの普及やスタンプラリーの実施に係る予算・合計5600万円には、以下2点の理由で反対です。

第一に、マイナンバーカードとスマホを持っていない人には、「地域ポイント」が付与されないことです。デジタルデバインドが起こることを行政が助長することは止めるべきです。

第二に、業者選定に対する問題です。今回、県が事業の本格導入にあたり行った競争入札の結果は、ポケットサイン社の「1社応札」でした。いよいよベンダーロックインの危惧が深まっています。

(6) 6点目は宮城に本当に必要な防災力からは逆行した県政の問題です。

女川原発2号機の再稼働が9月に延期される中、緊急時安全対策費が8億9千万円計上されています。女川原発の事故を想定した住民避難について、県の試算には「地震による道路の寸断が考慮されておらず、現実的ではない」との専門家の指摘があります。今こそ、再稼働ストップと原発ゼロへ舵を切るべきです。

宮城野原広域防災拠点事業についてですが、この事業の公共事業再評価で、便益に大規模災害の効果を入れることはできず、費用対効果は「1.1」となりました。しかし、評価結果は「事業継続」となりました。

(*議第1号議案に、令和6年度の予算として5億400万円が計上され、議第46号議案には、公共補償費の債務負担行為補正として75億円を増額する内容が提案されました)

この事業について私どもは、事業費の83.6%、353億円がJR貨物への移転補償費であり、JR仙台貨物ターミナル駅移転費用を県が肩代わりするもの、近くを長町利府断層が走っており、適地とは言えない、完成まであと9年もかかること、何より、お隣岩手県が4,000万円で整備したのに対し千倍以上の422億円もかけようとしており、「最小の経費で最大の効果」を求める地方自治法の精神にも反し、改めて反対を表明いたします。

(7) 令和6年度一般会計予算資料によれば、令和4年度の本県の県税などの自主財源や財政力指数は、東北6県や北海道、新潟県の中で一番高く、類似県の三重県や広島県と比較しても特段に良いことがわかります。

宮城県には財政力は十分あるのです。ないのは県民の願いにこたえる福祉の心といえるでしょう。1兆円予算の1~2%を工面するだけで、子ども医療費18歳までの二分の1助成や学校給食費の無償化、私学助成の拡充などすぐにでもできるのではありませんか。県政が県民に寄り添った本来の姿を取り戻すことを強く求めるものです。

以上の理由により、議第1号、4号、12号、13号、15号、46号、57号、58号、60号および予算外議案24号、41号に反対します。

次に先に述べた以外の予算外議案について、反対理由をのべます。

◆議第17号議案「職員定数条例の一部改正条例」は、学校の教職員の定数について、学級数の変動に伴い全体で41人削減するものです。教師の多忙化解消や少人数学級の早期実現のためには、教職員の増員こそ必要であり、児童・生徒の減少を毎年、機械的に計算して

定数削減を進めることはやめるべきです。

◆議第 22 号議案「手数料条例の一部改正条例」のうち、危険物取扱者試験、危険物取扱者保安講習及び消防設備士試験に係る手数料を、500 円から 900 円引き上げるものです。

◆議第 25 号議案「県民会館の条例の一部を改正する条例」は駐車料金を現行の 20 分までごとに 100 円を、30 分までごとに 200 円に引き上げるものです。2 時間駐車した場合、近接する仙台市図書館・メディアテークの 400 円と比べて倍の 800 円で、あまりにも高く、県営施設の料金設定と言えないものです。

◆議題 26 号議案「みやぎハートフルセンター条例の一部を改正する条例」は施設利用料を引き上げるものです。

以上 3 議案は、物価高騰で県民の生活が厳しくなっている中での手数料の値上げであり、同意できません。

◆議第 39 号は宮城県高等看護学校を廃止するものです。県内の准看護師は 4660 名おり、さらに准看護師の養成は続きます。深刻な看護師不足の中で、准看護師から正看護師をめざす選択肢をせばめることには反対です。

◆議第 44 号は、宮城大学が社会人向けに行う専門研修のうち、DX を使った中小企業向けリカレント教育と遠隔看護にかかる IT 機器の費用を、受益者負担とするために、受講料を 1000 円から 3400 円に引き上げるものです。IT 機器は大学の備品であることから、県が大学を支援すべきであり、受講生の負担にすることには反対です

当事者・県民ぬきの県政はありえません。県民の声にしっかりと耳を傾け、いのち・暮らしを守る県政への転換を求めて討論といたします。ご清聴ありがとうございました。